

議決権行使に関する基本方針

ベントール・グリーンオーク株式会社

1. 基本理念

当社は、投資運用業者としての受託者責任に基づき、運用財産の権利者の利益を最優先に捉え、議決権の行使を権利者利益の保護と価値向上に資する重要な責務として位置付けています。議決権行使は、投資先企業の持続的な成長を支え、経営の透明性や説明責任の向上を促し、健全で適切な企業統治の実現に寄与する手段であると当社は考えます。このため当社は、議決権行使の目的と社会的意義を踏まえつつ、投資先企業の状況や事業環境を幅広く理解し、権利者の長期的利益にとって最も望ましい判断が行われるよう、誠実かつ慎重な姿勢で取り組みます。

2. 議決権行使に関する基本的な考え方

当社は、議決権行使の基本方針に沿って以下の一般原則に基づき議決権を行使します。なお、個別議案に対する具体的な判断基準は、当社が別途定める「議決権行使ガイドライン」において定めており、当社は議決権行使に際し同ガイドラインを参照のうえ判断を行います。

(1) 株主価値の向上に資する議案への賛同

企業価値の増大、財務基盤の強化、健全なガバナンス体制の確立など、株主価値の向上に寄与すると合理的に判断できる議案には、原則として賛成します。

(2) 株主価値を損なうおそれのある議案への反対

既存株主への不当な不利益、経営陣の自己保身、透明性の欠如等によって株主価値を損なう可能性がある議案については、原則として反対します。

(3) 経営陣の方針が合理的である場合の基本的支持

経営陣の実績、説明責任、企業戦略の妥当性などを総合的に評価し、企業価値の向上に資する合理的な経営判断が示されている場合には、経営陣の提案を基本的に支持します。

(4) 必要性に応じた経営陣の不支持

現状の経営体制を改めることが企業価値向上につながると判断した場合、又は経営陣と株主の利益が明確に相反する場合には、経営陣の提案に反対することがあります。

(5) 判断材料が不十分な場合の慎重判断

企業側の説明が不足している場合や、提案内容に対する判断材料が限定的である場合、あるいは代替案との比較検討が困難である場合には、棄権その他慎重な態度を取ることがあります。

3. 意思決定体制

当社における議決権行使の判断は、適切な独立性と内部統制を確保するため、次の体制により行います。

(1) アクイジション部長による判断

アクイジション部長は、各議案の内容、投資先企業の状況、当社の基本理念及び別途定める「議決権行使ガイドライン」を踏まえ、議決権行使の可否について一次的な判断を行います。なお、アクイジション部長による決定は、予め投資委員会が承認した事業計画に基づき付与した裁量値の範囲内であることについて、コンプライアンス・オフィサーの事前チェックを経た上で、行うものとします。

(2) 投資委員会による確認

次のような議案については、投資委員会に付議し、その判断を踏まえて行使方針を決定します。

- 予め投資委員会が承認した事業計画に基づきアクイジション部長に付与した裁量値を超える議案
- 議決権行使がファンド又は投資先企業に重大な影響を与える可能性のある議案
- その他、アクイジション部長が投資委員会での検討を要すると判断した議案

投資委員会は、提出された資料をもとに、企業価値・権利者利益・ガバナンスの観点から妥当性を検討し、行使方針の適切性を確認します。

(3) コンプライアンス委員会による確認

次のような議案については、コンプライアンス委員会に付議し、その判断を踏まえて行使方針を決定します。

- 当社又は関係者との間に利益相反が生じ得る議案
- その他、アクイジション部長又はコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会での検討を要すると判断した議案

コンプライアンス委員会は、提出された資料をもとに、コンプライアンスの観点から妥当性を検討し、行使方針の適切性を確認します。

(4) コンプライアンス・オフィサーによるチェック

コンプライアンス・オフィサーは、利益相反管理、法令遵守、適切性の観点から、議案内容及び判断プロセスについて事前チェックを行い、意思決定の透明性・独立性を確保します。

(5) 必要に応じた社内協議

議案の複雑性や影響度に応じて、代表取締役、取締役及び関係部署間にて必要な情報共有や意見交換を行い、判断の妥当性を確保します。

以上

議決権行使に関するガイドライン

ベントール・グリーンオーク株式会社

1. 目的及び位置付け

本ガイドラインは、当社が議決権行使を行う際の判断基準を明確化し、議決権行使に係る意思決定の透明性、一貫性及び内部統制の確保を図ることを目的とする。

2. 個別議案の行使方針(国内株式)

(1) 取締役選任の議案

取締役会の構成・規模が適切であるか、また取締役に不適格者(例:株主利益を大きく損なわせた者、企業不祥事に関与した者等)が含まれていないか、社外取締役の人数は適切か、独立性が保たれているか、在任期間が過度に長期でないか、過去の取締役会への出席率、人材の多様性が確保されているか等を考慮の上、個別に判断する。

(2) 監査役選任の議案

社外監査役の独立性が保たれているか、在任期間が過度に長期でないか、過去の取締役会・監査役会への出席率等を考慮の上、個別に判断する。

(3) 役員報酬・賞与・退職慰労金の議案

その額が会社の業績に比して適切な金額か、社会常識に反する金額か、また給付水準が明確に開示されているか否か等を勘案した上、個別に判断する。

但し、退職慰労金について金額が明示されていない場合については在任期間中の会社業績等から支給の是非を判断する。

(4) 剰余金の処分(配当・内部留保)の議案

会社の業績や配当性向に鑑みて、剰余金の処分に係る対応として適切か等を勘案した上、個別に判断する。

(5) 自己株式の取得の議案

財務状況、信用格付、株式の流動性等から見て、株主価値を損なうものではないか等を勘案した上、個別に判断する。

(6) 増減資、第三者割当増資等の議案

増減資・第三者割当増資の目的が不明確でないか、株主価値の毀損に繋がるおそれがないか等を勘案した上、個別に判断する。

(7) ストック・オプション(新株予約権)付与の議案

上限基準や付与対象者及び行使期間の基準等を勘案し、個別に判断する。

(8) 合併・会社分割・営業譲渡・譲受等に関する議案

合併、会社分割、営業の譲渡・譲受に関する決議は、投資先企業の将来的な事業展開を阻害するものでないか、合併比率、譲渡・譲受価格、分割による新株の割当比率等について、第三者による算定根拠など十分な説明がなされているか等、顧客の利益の観点から個別に判断する。

(9) 買収防衛策

買収防衛策は、経営者の保身のために利用されるおそれがあること、また本来の株主価値が株価に反映されることを妨げる可能性がある等の理由から、株主価値を毀損する懸念があると考えられることを踏まえ、株主価値向上の観点から内容を精査し、個別に判断する。

(10) 定款変更

当該変更が中長期的な株主価値向上あるいは棄損防止に資するか、株主の権利を不必要に制限するものではないかを勘案し、個別に判断する。

(11) 上記以外の議案

顧客にとって最大限の利益となるかどうかを勘案し、個別に判断する。なお、投資先企業に反社会的行為があった場合には、株主議決権の行使につき個別具体的に判断するものとする。

3. 個別議案の行使方針(国内不動産投資法人(J-REIT)の投資証券)

(1) 執行役員、監督役員選任の議案

執行役員又は監督役員に不適格者(例:投資主利益を大きく損なった者、企業不祥事に関与した者等)が含まれていないか、独立性が保たれているか、在任期間が過度に長期でないか、過去の役員会への出席率、人材の多様性が確保されているか等を考慮の上、個別に判断する。

(2) 会計監査人選任の議案

適格性に疑義がある場合(例:過去に行政処分を受けたことがある場合や独立性に疑義がある場合等)等、投資主価値を損なうおそれがないかを勘案した上、個別に判断する。

(3) 資産運用会社との資産運用委託契約に関する事項

資産運用会社との利益相反に留意しつつ、投資主価値の向上に資するか等を勘案した上で、個別に判断する。

(4) 投資口の併合等

投資口の流動性や議決権割合の変動等から見て、投資主価値を損なうものではないか等を勘案した上、個別に判断する。

(5) 規約の変更

議案の内容ごとに、投資証券又は投資主価値の毀損に繋がるおそれがないか等を勘案した上、個別に判断する。

(6) 上記以外の議案

顧客にとって最大限の利益となるかどうかを勘案し、個別に判断する。なお、投資先投資法人に反社会的行為があった場合には、議決権の行使につき個別具体的に判断するものとする。